

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記 2. 及び 3. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 動産不動産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。

7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 763,343 百万円であります。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
 なお、会計基準変更時差異(100,837百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
12. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. ヘッジ会計の方法として、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより評価しております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。
 なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部の海外拠点におけるヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
 金融先物取引責任準備金 8百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。
17. 有価証券には自己株式17百万円が含まれております。なお、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。
18. 動産不動産の減価償却累計額 284,725百万円
19. 動産不動産の圧縮記帳額 52,555百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は74,956百万円、延滞債権額は1,894,022百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,856百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は119,105百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,112,939百万円であります。
 なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、634,181百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 392百万円 |
| 買入金銭債権 | 10,800百万円 |
| 特定取引資産 | 966,756百万円 |
| 有価証券 | 2,641,900百万円 |
| 貸出金 | 1,390,081百万円 |
| その他資産(保管有価証券等) | 229,200百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 54,868百万円 |
| コールマネー | 1,048,830百万円 |
| 売現先勘定 | 3,062,512百万円 |
| 売渡手形 | 292,700百万円 |
| 借入金 | 50,452百万円 |
| 支払承諾 | 36,936百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金51,410百万円、有価証券775,903百万円及びその他資産(保管有価証券等)45,830百万円を差し入れております。
 なお、動産不動産のうち保証金権利金は63,305百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,351百万円及び債券借入取引担保金は433,739百万円あります。
26. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は445,218百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,164百万円あります。
27. 「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当中間期より前期の39.83%から38.05%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は26,616百万円減少し、当中間期に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額は4,900百万円減少し、「再評価差額金」の金額は同額増加しております。
28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等をするとも、鑑定評価による時価との差異分析の結果を勘案する等、合理的な調整を行った算出
29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,181,720百万円が含まれております。
30. 社債には、劣後特約付社債221,500百万円が含まれております。
31. 当中間期においては、その他有価証券のうち時価のあるもの及びその他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)について、時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第10号附則第3項による、その他有価証券及びその他の金銭の信託に係る中間貸借対

(住友銀行)

照表計上額等は次のとおりであります。

中間貸借対照表計上額	10,027,156 百万円
時価	10,439,800 百万円
評価差額金相当額	255,632 百万円
繰延税金負債相当額	157,011 百万円

32. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計 2,570,770 百万円含まれております。

なお、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 11 年 1 月 22 日））の適用に伴い、当中間期より「有価証券」中の国債に計上しております。当中間期末における使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は 9 百万円あります。

33. 金融商品に係る会計基準及び退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 10 年 6 月 16 日））の適用に伴う銀行法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式が改定されましたが、その内容は次のとおりであります。

- (1) 現先取引については、従来、売買処理をしておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。
なお、従来の受渡日基準に基づく売買処理によった場合と比較して、有価証券は 1,867,186 百万円増加しております。
- (2) 従来の「退職給与引当金」は、「退職給付引当金」に含めて表示しております。